

この心得は、本学の附属図書館利用規程に基づき、iPad を附属図書館で貸出するにあたって必要な事項を定めたものです。本心得および関係規則を遵守し、活用してください。

1. 利用日及び利用時間等

貸出を受付する時間は、次のとおりとする。

月曜日から金曜日 午前 9 時 00 分～午後 6 時 45 分， 午前 9 時 00 分～午後 5 時 15 分

土曜日及び日曜日 午前 9 時 00 分～午後 4 時 15 分

(通信制スクーリング開講時のみ)

閉館 15 分前には利用終了し、機器を受付に返却するものとする。

iPad の貸出時間は、3 時間とする。次に利用者がいない場合は、申請の上、利用時間を延長することができる。

2. 利用場所についての注意事項

iPad、端末の付属物は、授業での利用を除き、図書館内で使用するものとし、館外への持ち出しを禁止する。授業で外部貸出を行う場合は、館内での貸出は不可とする。

3. 利用対象

iPad を利用できるものは、次のとおりとする。

(1) 明治東洋医学院の専任職員、非常勤講師及び博士研究員

(2) 明治国際医療大学の大学院学生、研究生及び研修生

(3) 本学の学部学生、科目等履修生及び聴講生

(4) 明治東洋医学院専門学校の学生

4. 利用手続

(1) iPad 貸出は、所定の様式により、カウンターに申請しなければならない。

(2) 申請者は、貸出機器の取扱いに関する注意事項の説明を遵守する。

(3) 一時的に図書館を退出する場合は、受付に機器を預けること。

(4) iPad は閉館の 15 分前までに返却する。利用者は職員と共に貸出機器の状態に異常がないか確認するものとする。

(5) 返却後、ブラウザのキャッシュクリアをする。

5. 遵守事項

利用者は次の事項を遵守してください。

- (1) 貸出用 iPad は、電子書籍の閲覧並びに教育・研究活動のために利用する。
- (2) システム及びアプリケーションソフトの設定を変更し、許可なく他のアプリケーション等をインストールしないこと。
- (3) 機器・設備・システム等を破損した場合は、直ちに図書館職員に連絡し、必要な場合はこれを弁償しなければならない。
- (4) 利用目的を逸脱し、また秩序を乱す行為をしないこと。

4. 届出・連絡

利用者は次の場合、直ちに附属図書館に届出又は連絡してください。

- (1) 貸出機器を滅失、破損又は汚損したとき。
- (2) システムアプリケーションの不具合や破損等のおそれがあるとき。
- (3) 盗難等の事故が発生したとき。